

中学校社会科公民的分野における「効率」と「公正」概念の理論的分析

石川 誠^A・小仲 一輝^B・野間 勇輝^C

(A: 京都教育大学・B: 京都府立南陽高等学校・C: 京都市立高雄中学校)

Theoretical analysis about Concepts “Efficiency and Fairness”
in Civics on Middle School-level Social Studies

Makoto ISHIKAWA, Kazuki KONAKA, Yuuki NOMA

2016年11月30日受理

抄録：本稿は、平成20年度版学習指導要領社会科編において公民的分野に導入された「効率」と「公正」をめぐる社会的な見方・考え方の扱いについて、各分野における議論と授業実践上の課題について検討するとともに、両概念について、経済学やフェアトレードの視点からの示唆を示すものである。社会的な見方・考え方として活用していくためには、「効率」と「公正」の両概念を対立的にとらえるのではなく一体として扱うとともに、現実の社会的事実の検討から認識を深めていくことが重要となる。

キーワード：中学校、社会科、公民的分野、「対立」と「合意」、「効率」と「公正」、環境問題

I. はじめに

本研究は、平成20年度版学習指導要領中学校社会科編公民的分野において示された「効率」と「公正」の取り扱いの現状を分析し、課題を明らかにするものである。「効率」と「公正」についてはこれまで、一定の研究蓄積がある。しかしながら、とくに「公正」概念や両概念の関係性の捉え方は多様であり、授業実践において活用できる状況にはない。そこで、経済学や社会学を援用して両概念の定義、関係性を明確にするとともに環境問題を主題とした実践可能な授業モデルを構築することを最終的な目的とする。

本論文は、上記一連の研究の序論にあたる。前半部分では主に、社会科教育学等、関連学問分野において「効率」と「公正」の概念が取り扱われるようになった経緯や、授業実践上における取り扱いの現状と課題について述べる。後半部分では、表出した課題に対して、経済学の視点から両概念の取り扱い方について考察し、「効率」と「公正」概念をめぐる授業実践の改善の方向性を示す。

II. 「効率」と「公正」が取り上げられてきた経緯

「効率」と「公正」は「社会的な見方・考え方」の1つとして位置づけられる。本章では、平成20年度版学習指導要領および同解説における「効率」と「公正」の扱いについて検討・分析を行うとともに、平成28年8月26日公示「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて(報告)」を参照して、両概念を活用した学習の展開が今後より一層重要となることを指摘する。

1. 平成20年度版学習指導要領解説における「効率」と「公正」の扱い

ここでは平成20年度版中学校学習指導要領社会科編(以下、要領)および同解説(以下、解説)における「効率」と「公正」の扱いを概観する。両概念は、公民的分野の「2 内容 (1) 私たちと現代社会 イ 現代社会をとらえる見方や考え方」に登場する。そこでは、「人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事

の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる」とある。この個所について解説では、前半部分にある「社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ」ることを通して「現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる」としている。つまり、個性のある個人が所属する社会集団で生じる様々な対立を解消し、合意に至る際の判断基準となるのが「効率」と「公正」の概念であるということになる。

では「効率」と「公正」とはどのような概念であるのか。解説によれば、以下のようなになる。

表1 平成20年度版中学校学習指導要領解説における「効率」と「公正」(著者作成)

概念	考え方	合意の妥当性を判断する基準としての活用例
効率	・社会全体で「無駄を省く」という考え方	・「合意」された内容は無駄を省く最善のものになっているかを検討すること
公正	・様々な意味合いがある 例1) 手続きの公正さ -みんなが参加して決めているか -だれか参加できていない人はいないか 例2) 機会の公正さ -不当に不利益を被っている人をなくす 例3) 結果の公正さ -みんなが同じになるようにする	・「合意」の手続きについての公正さや「合意」の内容の公正さについて検討すること

「効率」については、全体での無駄を省くということから、パレート効率性を意識した概念であることがわかる。一方の「公正」については、手続き、機会、結果など様々な考え方があることを理解させたうえで、活用することが求められている。さらに要領では、公民的分野の導入部分で学習した「対立」と「合意」、「効率」と「公正」の概念を、政治や経済、国際分野の学習において活用し、深めていくことが求められている。

こうした背景には、言語活動の充実によって生徒の思考力・判断力・表現力を育成し、社会参画の資質を高めていくことが目指されていることが挙げられる。個別の知識を習得するだけではなく、それらを活用しつつ考えていくことで、社会的な事象をより広い視野から捉えるとともに、自身の意見を明らかにしつつ他者と議論を行ったり、実践的な活動へ展開したりすることが求められている。「効率」と「公正」は「社会的な見方・考え方」の1つとして、活用していく必要がある。

2. 次期学習指導要領における扱い

学校教育とりわけ授業実践においてはかねてより、生徒の主体的な学びを組み込んだ学習活動の展開が目指されており、次期学習指導要領においては、この傾向が一層重要視されることが予見される。平成28年8月26日公示「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」(以下、審議まとめ)の「改訂の基本方針」では、「現行学習指導要領等に基づく真摯な取組が、改善傾向にある国内外の学力調査の結果などに表れてきている一方で、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることや、社会参画の意識等については課題」であるという認識を示している。

また審議まとめは、新しい時代に必要となる資質・能力として、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性の涵養」、「生きて働く知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」の3つを挙げて、学習を通して生徒ができるようになることを明示しようとしている。さらに、学ぶ目標や内容を見直すとともに、主体的・対話的で深い学び(いわゆるアクティブ・ラーニング)を実施して

いくことが提案されている。

上記のような方向性をふまえ、社会科において育成を目指す資質・能力が整理されている。「社会的な見方・考え方」は、以下のように説明される。

- ① 社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする際の「視点や方法」であり、小、中、高等学校と校種が上がるにつれて視点の質やそれを生かした問いの質が高まるものである。
- ② 深い学びを実現するための思考力や判断力の育成や生きて働く知識の習得に不可欠であること、主体的に学習に取り組む態度や学習を通して涵養される自覚や愛情などにも作用することなどを踏まえると、資質・能力全体の中核である。（下線は筆者による）

つまり、要領において示された「社会的な見方・考え方」は、個別の知識を活用可能なものとする深い学びのための基本的な枠組みとして、次期学習指導要領において一層重視されることがわかる。「効率」と「公正」の両概念についても、審議まとめにおいて取り上げられていることから、公民的分野において「現代社会の見方・考え方」の1つとして活用されることが企図されているといえる。

Ⅲ. 「効率」と「公正」を取り巻く現状と課題

本章では「効率」と「公正」の概念をめぐる各論者の議論を取り上げる。両概念の取り扱いについての現状を概観し、そこから浮かび上がる課題について検討する。結論を先取りすると、課題は次の3点に集約できる。すなわち、①両概念の定義が不明確であること、②両概念の関係性の捉え方が多様であること、③両概念についての授業案の大部分が導入部分のものであることの3点である。つまり、「効率」と「公正」の関係性を明確にしたうえで、多様な考え方・捉え方がなされる「公正」の扱いを検討することが課題となる。

1. 「効率」と「公正」の概念の定義について

解説では、個性のある個人が所属する社会集団で生じる様々な対立を解消し、合意に至る際の判断基準となるのが「効率」と「公正」の概念であることは前章において確認した。効率とは「社会全体で「無駄を省く」という考え方」であり、公正とは手続き、機会、結果など様々な意味があるとされる。

社会科教育や経済教育等の各論文の定義は、宮原(2010¹・2014²)のように、「効率」と「公正」をそれぞれ資本主義自由経済と社会主義計画経済として捉えるものもあるが³、基本的には要領の文言をベースとしている。つまり、「効率」の概念についてはパレート効率性として捉える³ことができる。しかしながら「公正」の方は、解説の例示が複数あることもあり、捉え方が複数ある。例えば、加納(2009)⁴は「公正とは、目的(結果)や手段自体が倫理的または道徳的に受け入れ可能であるということ」⁵であると述べている。また、加納(2011)⁶が学生に行った調査によれば、「公正＝平等」であるという捉え方が多いとのことであった。さらに蓼沼(2015)⁷は、公正の持つ意味として①手続きが公明正大であること(fairness)、②平等、衡平(equality, equity)、③社会的に正しいこと(justice)の3つがあると指摘する。つまり、「公正」は様々な分野において議論がなされているものの、明確なコンセンサスがない状態である。つまり、授業において活用できる状態にはないことを指摘しておきたい。

2. 両概念の関係性の捉え方について

前節でみたとおり、各研究における「効率」と「公正」の概念は非常に多義的であるといえる。さらに江口(2010)⁸の指摘通り、両概念の関係も多義的で複雑なものとなる。例えば大杉(2004)⁹や藤瀬(2008)¹⁰、山本(2014)¹¹などは、前節でも取り上げた宮原(2010・2014)に近い形で両概念を捉えているといえる。「効率」と「公正」を、資本主義自由経済と社会主義計画経済の相克として捉える宮原は、両概念を対立的なものとして考えている。他の論者も、「企業＝効率優先、国や地方公共団体＝公正重視」のような形を想定していることがうかがえる。

これに似たものとして、法教育分野での議論がある¹²。法教育において「公正」が論じられる際、その基盤にあるのはロールズが提唱した「正義の二原理」である。

【第一原理】 各人は、基本的自由に対する平等の権利をもつべきである。その基本的自由は、他の人びとの同様な自由と両立しうる限りにおいて、最大限広範囲にわたる自由でなければならない。¹³

【第二原理】 社会的・経済的不平等は、次の二条件を満たすものでなければならない。

(一) それらの不平等が最も不遇な立場にある人の期待便益を最大化すること。

(二) それらの不平等が全員に開かれている地位や職務に付随するものでしかないこと。¹⁴

ここで、要領における「効率」と「公正」の両概念と上記二つの原理の関係を整理しておく必要がある。第一原理からは、要領における機会の公正を想起することができる。そして格差原理とも呼ばれる第二原理において、手続きの公正、結果の公正が想起されよう。

留意すべきは、正義の二原理と効率の関係である。第一原理の後半部分は、自由主義資本主義経済の前提ともなるべき社会像を表現している。つまり、第一原理では機会の公正を保証したうえで、効率の追求が保証されていると考えられる。たしかにここでは、直接的に「効率」について触れられているわけではないが、彼がパレート効率性では問われなかった「分配の正義」をめぐる課題に取り組んでいる¹⁵ことを考えれば、第一原理の前提に「効率」が意識されているといえよう。法教育分野における議論においては、第一原理が「効率」を内包するという点が重視されない、もしくは看過されており、「公正」のみを重視したような議論や授業案の提案が行われているといえる。また、学校やそれを研究対象とする教育学そのものが「公正」という倫理的価値観との親和性が高いという指摘もある¹⁶。

また、第一原理は第二原理に優先するというのが、ロールズの主張である。つまり「効率」と「公正」の概念を活用していく際には、両者を切り離して扱うことは勿論、手続きや結果の「公正」のみを重視するようなことは避けなければならない。

3. 提案されている授業案の現状と課題

本節で検討する授業案は、以下の表2のとおりである。大学紀要等に掲載された論文、社会科教育関連の書籍に掲載されていたものである。それぞれ、著者と発行年については「論文等」に、当該授業案が要領のどこに基づいているかは「学習の位置づけ」にまとめ、授業タイトル、内容の概略と「効率」と「公正」の捉え方・扱い方についてまとめたものを記した。

表2 「効率」と「公正」を扱った授業案のまとめ

	論文等	学習の 位置づけ	授業タイトル	内容の概略	「効率」と「公正」の 捉え方・扱い方
1	橋本康弘 (2008) ¹⁷	導入	マンションの自治会費支払いとエレベーターの故障に伴うトラブル	自治会活動参加と自治会費支払いをめぐる事例と、故障したエレベーターの修理費を1階に住む住民が負担拒否をしているという事例について、「効率」と「公正」の視点から考える。	要領ベース ※効率の視点への言及が少なく、公正のみに重点が置かれている。
2	藤瀬泰司 (2008) ¹⁸	導入	現代社会をみるメガネ～自転車問題を題材にして～	自転車の通行は歩道か、車道かをめぐる問題を、道交法改正試案を題材として考え「効率」と「公正」について捉える。	要領ベース ※授業案からは両概念が対立するかのようなスタンス。効率や公正の視点が他の事例に転用可能な形にされないまま終わっている。
3	阿部哲久 (2011) ¹⁹	政治分野	社会の見方・考え方「効率」と「公正」で政治のしくみを読み解く	政治分野において両概念を活用。日本の議院内閣制とアメリカの大統領制を扱い、「リーダーシップ」、「首相公選制」の議論を「効率」と「公正」の視点から考える。	展開 ※効率を「政策実行の効率性」、公正を「代表性」として政治分野で活用しているが、ややわかりにくい。 ※両概念を対立するものではないという指摘あり。
4	小栗英樹 (2011) ²⁰	導入	「効率」「公正」から、教室の共有空間をどう使う？	教室のロッカー使用をめぐる事例をもとに、効率と公正について理解する。	要領ベース ※公正＝公平という認識あり
5	桑原敏典 (2012) ²¹	導入	どうすれば、きれいな街路を保つことができるか	マンション前の街路の汚れの清掃をめぐる負担を題材に、効率と公正の観点を認識する。	要領ベース ※効率はパレート最適であるという指摘が論文にある
6	山本悦夫 (2014) ²²	導入	「消火しない消防会社」	「消火しない消防会社」を例に、効率と公正の観点から各事業を「企業の仕事」と「国・県・市の仕事」に分類する。	展開 ※経済的な視点から、「効率」＝企業、「公正」＝公共団体のように両者を分けて捉えている。

まず、論文等に記した各授業案の発表年次についてである。要領が発表された2008年に2つ、要領が全面実施となる前年の2011年が2つ、全面実施となった2012年が1つ、全面実施の2年後の2014年が1つとなった。これらは管見の限りにおいて見つかった授業案であるが、2012年の要領の全面実施以降に発表されたものが1つのみである点からは、効率と公正を用いた授業に関する議論を深めようとする動きが活発でないということが指摘できよう。

続いて、学習の位置づけである。3を除いて他はすべて、要領に明記されている公民的分野の導入部分に位置付けられるものである。両概念の定義や関係性が複雑であることもあってか、政治や経済、国際などの分野に両概念を活用し明示する形での授業案展開が困難であるといえるのではないか。

さらに、両概念を検討するために取り上げられる題材は、要領の表記通り「身近な例」であることが特徴である。とはいえ、1、5にみられる「ご近所トラブル」や4のロッカー割などは確かに身近な問題であるが、教科書などで扱われると仮想的な設定である感否めない。2と6は社会的な事例を採用しているといえる。

そして「効率」と「公正」の捉え方・扱い方については、要領ベースと展開の2つに区分した。勿論、すべての授業案が要領の記述をベースとしている。しかし1のように公正を重視するもの、2や6のように両概念を対立的に捉えるものなど、授業案ごとに差異がある。また3のように政治分野における概念をもとに両概念の深みと広がりを持たせようとする試みもある。

先行研究における導入部分の事例は、生徒に身近なものを意識しすぎたために、社会的な問題であるとは必ずしも言えないものもある。その一方で「効率」や「公正」の概念を政治や経済などのトピックへ展開する事例では、公民的分野で扱われることの多い制度の分析に使用されるため、かえって両概念の視点がわかりにくくなる。つまり、「効率」と「公正」の概念は、あくまでも「現実の」社会的事象と結び付けて理解されることが必要である。

4. 「効率」と「公正」の学習の方向性

ここまで、「効率」と「公正」を取り巻く状況を概観してきた。そこで「効率」と「公正」の関係性と、特に多様な考え方・捉え方がなされる「公正」の扱いについてまとめておきたい。要点は三つである。効率と公正の概念は、①対立するものではなく、社会的事象の一連の過程の中で位置づけられるものである。さらに、両概念の学習に関しては、②現実の社会的事象の過程を検討することをもとに捉える必要がある。そして、③公正に関しては、倫理的価値観として演繹的に適用するのではなく、社会的事象の文脈から検討される必要がある。

①は、資本主義自由経済か社会主義計画経済かといった例や企業と政府のような二者択一ではなく、あくまでも両方の視点が必要であるということである。②と③は、教科書にあるような抽象的な制度や理論の学習と仮想的で身近な例の混合として提示される現在の授業案に対する提案である。次章では、経済学とフェアトレードの視点から「効率」と「公正」の捉え方について検討する。

Ⅳ. 「効率」と「公正」に関する理論的な考察

1. 「効率」と「公正」についての経済学から見た考察

(1) 「効率」という概念の経済学的な考察

ここでは「効率」について経済学的に考察する。要領及び解説における「効率」の概念は社会全体で無駄を省くという考え方である。経済学的にいうと「効率」はパレート効率的な配分に該当する。神取(2014)によれば、パレート効率的な配分とは「誰かの効用を下げることなく、少なくとも一人の効用を上げることがもはやできない状態」のことである。逆に「誰の効用を下げることなく、少なくとも一人の効用を上げることができることをパレート改善」という。²³したがって、パレート改善ができる状態は、社会にまだ無駄がある状態であり、その無駄をなくす、つまり、それらを社会の誰かに配分していくことによって全てが配分し尽くされた状態をパレート効率的な配分というのである。

パレート効率的な配分は、エッジワースボックスで表される2人2財の交換経済モデルにおいては図1のように表される。図1の I_{A1} , I_{A2} , I_{A3} はAの無差別曲線, I_{B1} , I_{B2} , I_{B3} はBの無差別曲線を表している。A, Bの無差別曲線はそれぞれ無数に描くことができる。ここで、パレート効率的な配分は、A, Bの無差別曲線が接する点であるため、パレート効率的な配分を満たす点も無数にあることがわかる。その無数にあるパレート効率的な配分を満たす点を結んだ線を契約曲線という。ちなみにAが財1, 財2のすべてを所有してBは何も持っていないという配分(O_B)や、逆にBがすべてを所有するという配分(O_A)もパレート効率的な配分なので、契約曲線は必ず両原点を通ることになる。なぜならば、例えばAが財1, 財2をすべて所有する場合、Bに財を分け与えてBの効用を上げようとするAの効用が下がってしまうからである。

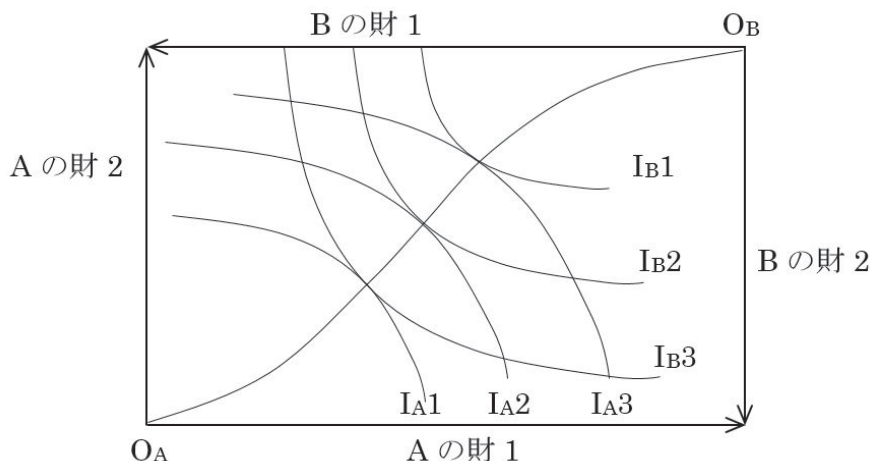


図1 パレート効率的な配分

(2) パレート効率的な分配の特徴

パレート効率的な分配を考える際に留意すべきこととして、林(2013)は次の二つを指摘している。一つは「パレート効率的な分配はいく通りもある」ことであり、もう一つは「パレート効率性は公平性とは別物である」ということである。²⁴

前者について、林(2013)では「例えば、二つの分配についてAにとっては前者が好ましく、Bにとっては後者が好ましかったら、どちらもどちらをパレート支配することはできない」のであり、「パレートの基準は、効率的な分配の中でどれがより望ましいかをランク付けすることはできない」としている。²⁵また、後者について、林(2013)では、公平性をどう定義するかに依存するという条件のもとで、「少なくともAが資源を総取りするような分配、また逆にBがそうするような分配が公平でないことは明らか」であるとし、「それでもそれらはパレート効率性の基準を満たしている」と指摘している。²⁶つまり、パレート効率性は「互いに取引して得できる機会がある限りそれを無駄にしていない」という意味であって、公平性とは別物なのである。

上記のことから、パレート効率的な分配は公平さあるいは公正さ²⁷については考慮することがなく、社会全体において無駄がないという条件を満たすという意味で効率的な分配であると言える。また、こうした分配は無数にあるため、それらの分配の中から公平さあるいは公正さという条件で持ってその分配を評価した上で、必要とされる公平さあるいは公正さを満たすような分配を求めていく必要がある。

(3) 「公正」という概念の経済学的な考察

要領及び解説における「公正」の捉え方は、手続きの公正さ、機会の公正さ、結果の公正さ、合意の手続きの公正さ、合意の内容の公正さなど多数ある。このような「公正」を経済学はどのように考えてきたのであろうか。

経済学は効率性を扱う学問というイメージが強いが、小塩(2012)によれば、「経済学にとって、効率性と同じくらい重みのあるテーマとして公平性がある」のであり、「この公平性の問題を効率性の観点と合わせて考え、効率性の問題を公平性の観点を交えて考える」ことが必要なのである。²⁸換言すれば、効率性と公平性は、経済学にとっていわば車の両輪なのである。しかしながら、両者についての捉え方は大きく異なるところがある。つまり、効率性が理論的な分析なのに対して、公平性は分析する人の価値判断が入ってくる点に大きな相違があるのである。そういった点で、効率性をパレート効率的な分配という概念で説明したような理論的な分析を公平性において行うことは基本的に困難である。そうだからといって、公平性の分析を行わないと、小塩(2012)が指摘しているように「世の中に対する経済学の関わり合いが薄れてしまいかけない」のであり、「公平性という観点を、効率性の観点と合わせて議論していく」ことが求められるのである。²⁹

公平性という観点を効率性の観点と合わせて議論していくとした場合、両者の関係はどのように捉えられるのであろうか。効率性と公平性が同時に追求できればそれに越したことはないが、通常、両者はトレードオフの関係にあると捉えられる。効率性についてパレート効率的な分配を用いて説明したのと同様に財の分配で考えると、ある財を誰に分配するかを決定するのは価格であり、その財を欲する人が提示した価格の中で最も高い価格を提示した人に分配することが効率的であると考えられる。したがって、図1の O_A や O_B という点での分配も効率的な分配という観点からは望ましいものとなる。しかしながら、その財を同じように欲していたとしても貧乏であるがために高い価格を提示できない人がいた場合には公平性の観点からは望ましい分配とはいえないであろう。逆に公平性の観点ばかりが強調されると、すべての人に平等に分配することが望ましいということになるが、この場合には、一生懸命働いた人、換言すれば高い価格を提示してその財を多く手に入れることができる人も、働かない人と同じだけの分配しか得られないとすれば、働くモチベーションが低下してしまうことが起こりうる。こうした人が増えれば、社会全体として損失が発生することになり望ましくないであろう。このように、効率性と公平性については、両者を合わせて考える必要があるが、多くの場合においては、両者はトレードオフの関係

になると考えられるのである。

2. フェアトレードを題材とした「効率」と「公正」に関する理論的分析

(1) フェアトレードにおける「効率」と「公正」

フェアトレードとは、河口(2005)によれば「途上国の立場の弱い人々の自立と生活環境改善を図るために、生産に関わる社会的なコスト、つまり生産者や労働者の生活、人権を守ることができるコストと、環境的成本を織り込んだ価格を前提とした南北間の公正な貿易」³⁰である。換言すれば、フェアトレードとは、途上国の生産者が商品の生産により生活を維持できるような適正な対価を払うことによって、生産者の生活の向上、健康や安全な労働環境の維持、生産地の環境保全などを実現できるような貿易を行うことである。こうしたフェアトレードの大きな特色の一つが、生産者と買付業者が対等な立場で取引を行うということである。買付業者が上述の適正な価格を支払うということは、取引における立場の対等性から生じるものと考えられる。

一方、国際経済の中でフェアトレードが果たしている役割の一つは、先進国における途上国商品の民間ベースでの需要の拡大である。具体的には、2001年に立ち上げられたWTO(世界貿易機関)のドーハ・ラウンドでの議論のように、途上国の供給能力を向上させ、供給コストを低下させることが先進国との貿易で途上国が十分に利益を上げるために必要であり、フェアトレードは途上国の供給能力の拡大に対応する先進国側の需要拡大のための民間ベースでの活動ということになる。³¹この議論においては、「効率」と「公正」に関して言えば、「効率」の観点しか考えられておらず、フェアトレードという活動は完全に経済活動に組み入れられたものとして捉えられている。

しかしながら、上記のような理解では、先進国と途上国との間の一次産品貿易においては、途上国の生産者が弱い立場に置かれていることから発生する様々な問題が解決されないまま残ることになる。例えば、先進国の大手流通企業の買い手独占による取引価格の低下あるいは途上国の経済状態の改善のために世界銀行やIMF主導で実施された構造調整政策による途上国内部の伝統的取引制度の弱体化に伴う生産者の立場の弱体化などである。市場での取引が「効率」的であるためには、経済学の理論上では完全競争市場であることが必要である。現実的には完全競争市場は存在しないが、できるだけそれに近づけることが取引の「効率」をもたらすことになる。完全競争市場の条件として重要なものの一つが、情報の非対称性などがなく取引当事者の立場が対等であることである。そして、ここで指摘した問題はこうした条件が欠如することに起因すると考えられる。換言すれば、市場における取引当事者の立場の対等性という「公正」が保障されないことが問題を発生させているのである。従って、市場での取引が「効率」的であるためには、その前提として「公正」であることが必要とされるのである。

「効率」と「公正」という概念はしばしば対立するものとして捉えられがちであるが、フェアトレードを「効率」と「公正」という観点から考える場合、両者を対立するものとして捉えるのではなく、相互に関連する概念として捉えることが必要であると考えられる。フェアトレードも経済活動である以上「効率」を無視しては成り立たないが、市場取引が「効率」的であるためには、取引当事者が対等あるいはそれに近い状況という一定程度の「公正」が保障されることが必要となるのである。途上国の小規模な弱小生産者と先進国の大手流通業者との関係で見た場合、「公正」が保障されない状況においては「効率」は機能し得ないのである。そして、「公正」を保障するものとして、一定の強制力を付与された法律的枠組みあるいは制度的仕組みが必要とされると考えられる。そして、その制度的仕組みの具体的な例として、フェアトレードのように生産者と買付業者とが対等な立場で取引ができるような仕組みが挙げられるのである。

(2) タンザニアのコーヒーのフェアトレードを例にした「効率」と「公正」の考え方

タンザニアは1961年イギリスから独立した。独立後はウジャマー(家族共同精神)を重視する社会主義政策を

取った(1967-82年)。しかし、この社会主義政策がうまくいかず、経済の低迷を招き、1986年以降世界銀行・IMF主導の構造調整政策を受け入れた。タンザニアにおける構造調整政策は、辻村(2012)によれば、「生産・サービス部門から教育・医療などの社会開発部門に至るまで、政府の役割を極端に削り落とす。そして政府退出で開いたすきを、民間業者や外国援助で埋めようとする」³²のものであった。

この構造調整政策は、1994年にコーヒー産業にも適用された。その結果、コーヒー豆の流通経路に変化が生じた。辻村(2012)によると、「小農民は単位協同組合(以下、単協)へコーヒー豆を出荷し、協同組合連合会が単協の倉庫にまで集荷に来るという単一経路しか認められていなかった」のであるが、構造調整政策の適用後は「民間業者による農村買付制度業務、加工・精選業務(加工工場経営)が認められた」のである。³³具体的な流通経路は図2に示した通りである。

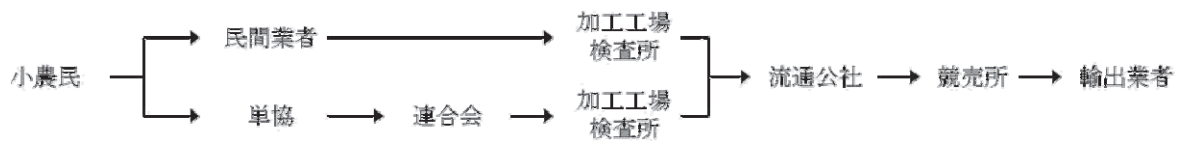


図2 タンザニアにおけるコーヒーの流通経路 辻村(2012) p. 67 より

構造調整政策の導入は、経済の自由化を推し進めるものと捉えられる。換言すれば、構造調整政策の導入によって「効率」は高まると考えられる。コーヒー豆の買付に民間業者が参入できるようになったことで、買付業務に競争が導入され、その結果、取引における価格形成の透明性が高まると考えられるのである。しかしながら、上述の「効率」が高まるためには重要な前提が存在する。それが取引における当事者の対等性である。この当事者の対等性が「公正」に該当するものと考えられる。この前提が満たされていないければ、つまり取引の当事者に立場の強弱が存在すれば、取引に置ける価格形成の透明性が阻害されることになる。

タンザニアの構造調整政策の導入によって買付業務に参入した民間業者は、それ以前から輸出業務を行ってきた多国籍企業あるいはその子会社である。³⁴従って、買付業務において圧倒的な取引力を有すると考えられる。例えば、辻村(2005)によれば、多国籍企業の子会社である買付業者は、協同組合から買付量を奪うべく、当初は協同組合より高値を農民に提示していたが、協同組合が政府の保証の下での銀行借入れができなくなり³⁵財政的に窮乏し、協同組合の買入れ価格が低下してくると、それに乗じてあからさまに買入れ価格を低下させる³⁶など、圧倒的な取引力を背景として取引を自らに有利に進めたのである。

タンザニアにおいては経済の自由化を推進するために、世界銀行・IMF主導の構造調整政策が様々な分野において導入された。換言すれば、経済の自由化を求める先進国の側に立った「効率」の追求が行われたのである。ここで例として取り上げたコーヒー産業においても、自由化の推進という形で、買付業務に民間業者の参入が認められた。その結果、それまで生産者とまったく対等ではないにしろある程度対等な立場で買付をしていた単協との取引が少なくなり、圧倒的に強い取引力を持つ民間業者と弱い立場の生産者との間での取引が中心となり、民間業者による買い叩きが起こるようになったのである。こうした状況は、「効率」を追求する際に、「公正」について考慮しなかったために起こったものである。タンザニアのコーヒー産業のケースでは、生産者と買付業者が対等な立場でなく、買付業者が強い状態となったために、取引における買い叩きという形で「効率」が損なわれることとなったのである。

フェアトレードは、生産者と買付業者の立場をできるだけ対等なものとして、取引価格を適正なものとしようとする取り組みである。その意味で、フェアトレードは取引における「公正」を担保することによって、取引における立場の強い側にとっての「効率」ではなく、双方にとっての「効率」を実現するものと考えられるのである。

引用・註

- 1 宮原悟(2010)「経済教育」研究(第5報)中学校新学習指導要領社会科「公民的分野」における「対立と合意」「効率と公正」をめぐる『名古屋女子大学紀要』第56号(人・社) pp.101-112
- 2 宮原悟(2014)「『経済教育』研究(第8報)－「対立と合意」「効率と公正」を視座とした中学校社会「公民的分野」の教科書分析に見る課題－」『名古屋女子大学紀要』第60号(人・社) pp.83-93
- 3 桑原敏典(2012)「社会科における見方考え方とその育成の方法—中学校社会科公民的分野及び公民科「現代社会」の単元開発を事例として—」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第151号pp.59-68
- 4 加納正雄(2009)「効率と公正を学ぶための経済教育」『滋賀大学教育学部紀要 教育科学』No.59 pp.153-162
- 5 同上 p155
- 6 加納正雄(2011)「効率と公正を学ぶための経済教育—制度と政策の評価—」経済教育学会編『経済教育』第30号, pp.109-114
- 7 宇佐美誠, 蓼沼宏一, 野坂佳生 他 「大会記録 第5回学術大会 [パネルディスカッション]「公正」をどう扱い, どう教えるか—法と経済との関連」『法と教育』vol.5(2015) pp.121-147, p.129より
- 8 江口勇治(2010)「<新学習指導要領・虎の巻③> 「対立と合意, 効率と公正」による学習の意義と指導のあり方について」帝国書院『中学校 社会科のしおり』2010年1月号pp.1-3
- 9 大杉昭英(2004)「社会認識体制の成長を目指す社会科・公民科授業—科学理論と倫理的判断基準の探求を通して—」全国社会科教育学会『社会科研究』第60号pp.11-20
- 10 藤瀬泰司(2008)「現代社会をみるメガネ～自転車問題を題材にして～」朝倉啓爾・伊藤純郎・橋本康弘 編著(2008)『中学社会をよりよく理解する。平成20年告示新学習指導要領』日本文教出版, pp.163-166
- 11 山本悦夫(2014)「中学校の授業公民「効率」と「公正」の教材化」歴史教育者協議会『歴史地理教育』第819号, pp.48-53
- 12 例えば, 橋本康弘(2013)「『法教育』の現状と課題—官と民の取組に着目して—」『総合法律支援論叢』(2) pp.46-59では, 「公正」に注目した形での教材化例を挙げている。法教育分野が公正に注目するのは, 要領で「効率」と「公正」が登場する直前の部分に法やきまりについての記述があるためであろう。ルールづくりに関連した形でロールズの公正としての正義論を取り上げる論考に, 佃貴弘(2014)「『法教育』における『ルール作り』の枠組み構築について」法と教育学会編(2014)『法と教育』vol.5, 商事法務, pp.45-56 などがある。
- 13 川本隆史(2005)『現代思想の冒険者たち Select ロールズ 正義の原理』講談社, pp.132-133
- 14 同上p.134
- 15 同上p. 110-111
- 16 前出 加納(2011)
- 17 堀内一男・伊藤純郎・篠原総一 編著(2008)『中学校新学習指導要領の展開 社会科編 平成20年版』明治図書, pp.171-176
- 18 朝倉啓爾・伊藤純郎・橋本康弘 編著(2008)『中学社会をよりよく理解する。平成20年告示新学習指導要領』日本文教出版, pp.163-166
- 19 小原友行・峯明秀 編著(2011)『「思考力・判断力・表現力」をつける中学公民授業モデル』明治図書, pp.76-85
- 20 同上pp.46-55
- 21 前出 桑原(2012)

- 22 前出山本(2014)
- 23 神取道宏(2014)『ミクロ経済学の力』p221, 日本評論社
- 24 林貴志(2013)『ミクロ経済学』p191 ミネルヴァ書房
- 25 同上
- 26 同上
- 27 中学校学習指導要領においては「効率」と「公正」という用語が使われているが、経済学でこの概念を考察する場合には、効率と公平あるいは効率性と公平性という用語を使うことが一般的である。ここでは、公正と公平あるいは公平性を同義に使用する。
- 28 小塩隆士(2012)『効率と公平を問う』p7, 日本評論社
- 29 小塩隆士(2012)『効率と公平を問う』p8, 日本評論社
- 30 河口真理子(2005)「経営戦略情報 フェアトレード」, 大和総研, p3
- 31 WTOのドーハ・ラウンドにおいては、途上国の開発に関する議題として「貿易のための援助」(Aid for Trade)が取り上げられた。WTOにおける「貿易のための援助」の目的は、途上国のインフラ整備を促進することによって、途上国の供給能力の増大及び供給コストの低下、すなわち途上国の供給能力の向上を図るというものである。しかしながら、これによって途上国からの輸出が増大したとしても、輸入する側である先進国においてこうした途上国からの商品に対する需要が拡大する保証はない。すなわち、「貿易のための援助」の議論には、先進国における需要拡大をどのように実現するかという視点が欠けているのである。
- 32 辻村英之(2012)『増補版おいしいコーヒーの経済論』, p108, 太田出版
- 33 辻村英之(2012)『増補版おいしいコーヒーの経済論』, pp92-93, 太田出版
- 34 辻村(2012)によれば、特に有力な4社は、テイラー・ウィンチ, ドルマン, アフリカ・コーヒー会社(ACC), マザオである。
- 35 1986年の構造調整政策による自由化以前には、協同組合に対する各種の政府支援が存在した。その中で最も重要であったのが、政府の保証下での銀行からの借入金と、政府から与えられた農民からの農産物独占買付権であった。
- 36 辻村英之(2005)『コーヒーと南北問題』, pp60-68

参考文献・HP

- ・朝倉啓爾・伊藤純郎・橋本康弘 編著(2008)『中学社会をよりよく理解する。平成20年告示新学習指導要領』日本文教出版
- ・小塩隆士(2012)『効率と公平を問う』日本評論社
- ・小原友行・峯明秀 編著(2011)『「思考力・判断力・表現力」をつける中学公民授業モデル』明治図書
- ・河口真理子(2005)「経営戦略情報 フェアトレード」大和総研
- ・川本隆史(2005)『現代思想の冒険者たち Select ロールズ 正義の原理』講談社
- ・神取道宏(2014)『ミクロ経済学の力』日本評論社
- ・辻村英之(2005)『コーヒーと南北問題』日本経済評論社
- ・辻村英之(2012)『増補版おいしいコーヒーの経済論』太田出版
- ・林貴志(2013)『ミクロ経済学』ミネルヴァ書房
- ・プロマーコンサルティング(2011)「アフリカのコーヒー産業と日本の貿易・援助ータンザニアとエチオピアのコーヒー産業及び輸出促進に対する支援策等ー」ピーアイエーリミテッドライアビリティカンパニー

- ・堀内一男・伊藤純郎・篠原総一 編著(2008)『中学校新学習指導要領の展開 社会科編 平成20年版』明治図書
- ・文部科学省(2008)「中学校学習指導要領解説 社会科編」日本文教出版
- ・文部科学省「中学校学習指導要領 第2章 各教科 第2節 社会」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/sya.htm[最終閲覧 2016/11/20]
- ・文部科学省「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm[最終閲覧 2016/11/20]